

■副食費の補助対象者

岐南町に居住し、私学助成幼稚園に在籍する満3歳以上の園児で、次のいずれかに該当する方

① 年収360万円未満相当世帯(市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯)の全てのお子さん

＜対象となる世帯所得の判定について＞

原則として児童と世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により行います。

令和n年4月分～令和n年8月分 ⇒ 令和n-1年度(令和n-2年分収入)の市町村民税所得割額

令和n年9月分～ ⇒ 令和n年度(令和n-1年分収入)の市町村民税所得割額

② 小学校3年生までの範囲内にきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん

その年度の4月1日現在の年齢で判定します。小学校3年生修了前の最長子を第1子としてカウントします。

(例1)



(例2)



※上記①②のいずれの条件にも該当しない場合は、**補助申請は不要**です。

※条件に該当するかわからない場合は、税額がわかるもの(税額決定通知、所得課税証明書等)をお持ちの上、岐南町こども安心課窓口までお問い合わせください。

■申請手続について

申請書を在籍する幼稚園にご提出ください。町にて、申請書類の審査後、助成が適当であると認められた場合は、申請者あてに決定通知書(認められない場合は、不交付決定通知書)を送付し、申請者の口座に払い戻します。

申請は、**半年毎(前期分・後期分)**となります。

1. 申請書類等提出先

お子さんが在籍している幼稚園

2. 必要書類

以下の書類を、「副食費補助申請書類及び関係書類提出用封筒」に封入し、在園幼稚園名及びお子さんのご氏名を記入し封かんをした上でご提出ください。

- (1) 岐南町私立幼稚園利用者実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付申請書
- (2) 幼稚園が発行する、副食費に係る領収書、その他保護者様が負担した利用料の額及び内訳がわかる書類(保護者の方が副食費を幼稚園に納めている証拠書類となります)
- (3) 振込先口座の通帳・キャッシュカードの写し(銀行名、預金種目、口座番号、口座名義が全て記載されている部分)

※幼稚園によって、(2)の書類を保護者様にお渡しする日が違います。必要な書類が全てそろい次第、申請願います。

※申請後、市町村民税額の更生や住所・世帯構成等の変更があった場合は、速やかに報告してください。

岐南町 こども未来部 こども安心課 電話 058-247-1344
